

恵庭市監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 一般基準（第4条―第9条）
- 第3章 実施基準（第10条―第16条）
- 第4章 報告基準（第17条―第21条）

附則

第1章 総則

（監査基準の目的）

第1条 監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定める。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及びそれぞれの目的）

第3条 本基準における監査等は、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

- (2) 行政監査（法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条に規定する監査をいう。以下同じ。） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項に規定する監査をいう。以下同じ。） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等監査（法第199条第7項に規定する監査をいう。以下同じ。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項に規定する監査をいう。以下同じ。） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者（公企法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条に規定する監査をいう。以下同じ。） 住民が、市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の

2の2第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

(10) 共同設置機関の監査(法第252条の11第4項に規定する監査をいう。以下同じ。) 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること。

(11) 例月出納検査(法第235条の2第1項に規定する検査をいう。以下同じ。) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(12) 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(13) 基金運用審査(法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(14) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(15) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査(法第199条第4項に規定する監査をいう。)又は随時監査(法第199条第5項に規定する監査をいう。)として実施する。

3 監査等は、法令の規定に基づくとともに、本基準の趣旨を考慮し、実施するものとする。

第2章 一般基準

(監査等の実施)

第4条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要

困をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的、効果的に監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第5条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(倫理規範)

第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第7条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

(監査調書の作成及び保存)

第9条 監査委員は、監査計画、監査の内容、講評の状況、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査等の実施方針)

第10条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性等の実施方針を策定する。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効率的、効果的に実施することができるように、毎年度監査計画を策定する。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、着眼点、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的、効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査等の講評による弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果、指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に講評を行い、監査対象から弁明、見解等を聴取するものとする。

2 監査委員は、講評後、速やかに監査対象に結果を通知するものとする。

3 講評は、監査委員協議の上、省略することができる。

(報告の徴取)

第16条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、監査(第3条第1項第8号に規定する監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等(第3条第1項第9号に規定する監査においては市長又は企業管理者、同項第10号に規定する監査においては他の地方公共団体の長)へ提出するものとする。

2 監査委員は、監査(第3条第1項第7号から第10号までに規定する監査を除く。)の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、審査(第3条第12号から第15号までに規定する審査をいう。)を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告の提出に当たり、平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員

が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (6) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
 - (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
 - (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
 - (10) 共同機関設置の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (11) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (13) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、前項の規定のうち監査の結果については、原則として別表の監査結果の区分により記載するものとする。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第6号まで及び第9号に規定する監査の結果

(2) 第3条第1項第8号に規定する監査及び勧告

(3) 第3条第1項第12号から第15号までに規定する審査の意見

2 監査委員は、監査（第3条第1項第8号及び第9号に規定する監査を除く。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで並びに第8号及び第10号に規定する監査について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第18条関係） 監査結果の区分

区分	基準
指摘事項	(1) 法令、条例等に違反していると認められるもの (2) 事務処理が著しく適正さを欠くと認められるもの (3) 前回までの監査で指導事項となっている案件であって、改善又は是正の取組がなされていないと認められるもの
指導事項	(1) 指摘事項とするには至らないが、改善が必要と認められるもの (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から、改善が必要と認められるもの (3) その他指導が必要と認められるもの
検討事項	(1) 制度、組織、事務事業の執行及び管理等について、改善等が必要と認められるもの